

毎年、秋から冬にかけて『いいだこ釣り』等の遊漁を行う方へ！

高松港長（高松海上保安部長）からみなさんへ!!
ご協力ありがとうございます!

高松港入出港船に支障となる 『いいだこ釣り』等の遊漁は やめましょう!!

- 船舶が行き交う「高松港港内航路」及び「高松港灯浮標」付近での遊漁は、高松港に出入りする船舶の航行に支障が生じます。
- また、付近を船舶が航行することにより、航走波等によりご自身にも危険が生じますので、安全な海域で遊漁を行ってください。

(下図を参考にしてください。)

港則法

(漁ろうの制限) 第35条 船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。
(罰則) 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は料りに処する。
一 ……又は第35条の規定の違反となるような行為をした者

※「港内」とは、港則法で定められた港域内のことで、下図の港域線と陸岸により囲まれた海域です。

